

○特定任意高齢者講習実施要領の制定について

〔 令和 4 年 4 月 5 日 〕  
〔 例規甲（免講）第 5 号 〕

別添

特定任意高齢者講習実施要領

第 1 目的

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 2 第 2 項の規定により山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習のうち、運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号。）第 1 条に規定する基準に適合する特定任意高齢者講習及び山梨県道路交通法施行細則（昭和 35 年山梨県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」という。）第 18 条の 2 の 2 に規定する特定任意高齢者講習をいう。以下「任意講習」という。）の実施に関し細則に定めるもののほか、必要な事項 を定めることを目的とする。

第 2 受講対象者及び講習の区分

受講対象者は、法第 101 条の 3 第 1 項の更新期間が満了する日（以下「更新期間満了日」という。）における年齢が 70 歳以上の者及び法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する特定失効者又は同項第 5 号に規定する特定取消処分者で、法第 89 条第 1 項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が 70 歳以上の者で次の区分により講習を行うものとする。

1 75 歳未満

講習は、細則別表第 4 の 2 の 2 の特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割に基づき実施するものとする。（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けている者については、細則別表第 4 の 2 の 2 中、項目 5（実車による講習）を除く項目 1 から項目 4 までを実施するものとする。）

2 75 歳以上

講習は、細則別表第 4 の 2 の 2 の特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割に基づき実施するものとする。（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けている者及び法第 90 条の 2 第 1 項第 3 号イ若しくはハに掲げる者又は法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者については、細則別表第 4 の 2 の 2 中、項目 5（実車による講習）を除く項目 1 から項目 4 までを実施するものとする。）

第 3 任意講習の実施場所及び講習従事者

任意講習の実施場所及び講習に従事する者は、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。）第 38 条の 3 に定める講習の委託要件を具備し、公安委員会が委託した講習機関（以下「委託先講習機関」という。）において実施するものとし、講習に

従事する者（以下「講習指導員」という。）は、別に定める高齢者講習指導員の資格要件を充足し、委託先講習機関において高齢者講習指導員として高齢者講習に従事している者とする。

#### 第4 任意講習の手続

##### 1 任意講習の申込み

- (1) 任意講習の申込みは、委託先講習機関に対して行うものとする。
- (2) 委託先講習機関は、任意講習の申込みを受けたときは、受講希望日、更新期間満了日等を考慮し特定任意高齢者講習予約受理簿（第1号様式）により、講習実施日を指定するものとする。
- (3) 任意講習に身体障害者及びやむを得ない事情がある者（以下「身体障害者等」という。）が車両の持込みを希望する場合には、車両点検及び保険契約の確認並びに講習手数料が軽減されないことを教示するものとする。

##### 2 任意講習の受講申請

- (1) 任意講習の受講申請は特定任意高齢者講習受講申請書（細則別記様式第14の8。以下「受講申請書」という。）により行うものとする。
- (2) 任意講習の手数料は、山梨県警察関係手数料条例（平成12年山梨県条例第36号）に定める金額に相当する額面の山梨県収入証紙を、申請書に貼り付けて納付させるものとする。
- (3) 任意講習の受講申請の受理に当たっては、次の事項に留意するものとする。
  - ア 講習の区分、実車指導の希望車種、運転の意思等の確認
  - イ 山梨県収入証紙の額面の金額と手数料の確認
  - ウ 身体障害者等が車両の持込みをする場合の車両点検及び保険契約の確認

#### 第5 任意講習の実施

##### 1 任意講習の区分

任意講習の講習科目及び講習時間は、細則別表第4の2の2の特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割とし、詳細は別表1により、法第108条の2第1項第12号に規定する講習（以下「高齢者講習」という。）において用いる資機材と同等のものをを用いて行うものとする。

##### 2 講習時間

講習時間は、2時間以上（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けている者及び法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者にあつては、実車による講習を除き1時間以上）とする。

##### 3 任意講習の学級編成及び講習指導員数

###### (1) 学級編成

1 学級の編成は講習効果の上がるような適正な人数編成とし、運転適性検査器

材による指導及び実車指導については、1グループ人までとする。

(2) 講習指導員

講習指導員については、1学級につき1人を配置することとする。

4 教本及び視聴覚教材

高齢者講習と同等の教本及び視聴覚教材を使用して行うものとする。

5 運転適性指導

運転適性指導は、次に掲げる運転適性検査器材を使用して検査結果に応じた指導を行い、個別指導を行った後に受講者に交付し、写しを保存するものとする。

ア 動体視力の変化を測定する動体視力検査器

イ 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

ウ 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

6 実車指導

(1) 実車指導は、警察庁が示す運転技能検査等実施要領に従い行うものとする。

(2) 実車指導は、普通自動車対応免許を保有する者で、運転技能検査対象者以外の者に対して実施するものとする。

(3) 実車指導は、原則としてコースにおいて実施すること。ただし、受講者の体調又は降雪等の悪天候により、コースでの実車指導が困難な場合は、代替措置として運転シュミレーターを使用するものとし、あらかじめ降雪等により実車指導が困難であることが想定される場合は、原則として講習日を変更して実施するものとする。

(4) 実車指導は、普通自動車を使用し、講習中である旨を標示する標識を見やすい位置に掲示すること。また、受講者の車両の持込みについては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこととするが、受講者からの申し出があり、車両の持込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持込みを認めても差し支えないものとする。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ了知させること。

(5) 実車指導は、以下について留意の上、ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくともおおむね20分間行うこととし、受講者個人ごとに運転評価票（第2号様式）を作成し、安全指導に活用すること。また、受講者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行うものとする。

- (6) 課題については、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」等を実施することとする。
- (7) 課題の実施前に、受講者に対し、その実施要領等に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させるものとする。
- (8) 課題終了後の安全指導については、受講者ごとに個別に行うこととし、適切に履行できなかった課題について重点的に説明することはもとより、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させるものとする。

- (9) 順番待ち中の受講者に対しては、実施機関の実情に応じて、視聴覚教材を有効活用するなどして、加齢に伴う身体機能の低下や危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。

なお、実車による指導における順番待ちの時間に、運転適性検査器材による検査又は当該検査の結果に基づく指導を行うこととしても差し支えない。

- (10) 受講者の中には、身体的機能に個人差が見られたり、ペーパードライバーの者もいることから、講習中の事故防止に万全を期すよう特段の配慮をするものとする。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するものとする。

## 第6 任意講習終了証明書の交付

- 1 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は任意講習終了者に対する特定任意高齢者講習終了証明書（細則別記様式第14の9。以下「終了証明書」という。）の交付を、委託先講習機関に行わせるものとする。
- 2 終了証明書には、暦年ごとの一連番号（四桁）に、委託先講習機関ごとに指定する2桁の番号を冠し記載するものとする。
- 3 運転免許課長及び委託先講習機関は、特定任意高齢者講習終了証明書受払簿（第3号様式及び第4号様式）により、終了証明書の保管及び管理を確実に行うとともに、委託先講習機関は、特定任意高齢者講習終了証明書交付簿（第5号様式。以下「交付簿」という。）により交付状況を明らかにしておくものとする。

なお、委託先講習機関においては、終了証明書は写しを作成し、保管しておくものとする。

- 4 委託先講習機関は、終了証明書を交付する際は、更新手続に関し次の注意事項を教示するものとする。

- (1) 法第101条の4第1項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の6の2第1号の規定により、更新時講習が免除されること。

- (2) 運転免許課、運転免許課都留分室及び警察署において更新手続きができること。
- (3) 更新申請受理時における受講確認は、終了証明書により行うことから、終了証明書を持参すべきこと。

第7 任意講習の結果報告等

- 1 委託先講習機関は、任意講習の実施結果について、交付簿を使用してファクシミリにより運転免許課に速報するとともに、特定任意高齢者講習実施結果報告書（第6号様式。以下「実施結果報告書」という。）に交付簿の写し及び受講申請書を添えて運転免許課を経由して公安委員会に報告するものとする。
- 2 運転免許課長は、任意講習終了者が更新手続きの際に終了証明書を提出しない場合に備え、実施結果報告書を委託先講習機関別に保管するものとする。

第8 書類及び備付簿冊の保存期間

- 1 運転免許課に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
特定任意高齢者講習受講申請書（細則別記様式第14の8）	5年
特定任意高齢者講習終了証明書受払簿（第3号様式）	1年
特定任意高齢者講習終了証明書交付簿（第5号様式）（写し）	3年
特定任意高齢者講習実施結果報告書（第6号様式）	1年

- 2 委託先講習機関に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
特定任意高齢者講習終了証明書（細則別記様式第14の9）（写し）	1年
特定任意高齢者講習予約受理簿（第1号様式）	1年
運転評価票（第2号様式）	3年
特定任意高齢者講習終了証明書受払簿（第4号様式）	1年
特定任意高齢者講習終了証明書交付簿（第5号様式）	3年

別表 1

特定任意高齢者講習の講習科目、時間割等に関する細目

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
		開講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	
1 講義	道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における交通事故情勢  (2) 高齢者の交通事故の実態  (3) 高齢者支援制度等の紹介	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。  高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。  申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、都道府県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	30分以上
	運転者の心構え	(1) 安全運転の基本  (2) 交通事故の悲惨さ  (3) シートベルト等の着用	交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。  交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。  後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	
	安全運転の知識	(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法  (2) 危険予測と回避方法等  (3) 改正された道路交通法令	認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに適した安全運転の方法について指導する。  高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。  受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。	
2 運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分以上
3 実車による指導	運転適性についての指導②	(1) 事前説明  (2) ならし走行  (3) 課題  (4) 安全指導	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。  原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。  コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。  適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	1時間以上
○ 講習時間：2時間以上 (普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間以上) ○ 1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。 ○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。				

第1号様式

特 定 任 意 高 齢 者 講 習 予 約 受 理 簿

番号	氏 名 (年齢)	住 所 (電話番号等連絡先)	保 有 免 許 別 種 別	講 習 区 分	講 習 実 施 日		備 考
					月 日 ( 曜日)		
					希望車種	持込み	
	年 月 日生( 歳)	電話	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳未満</li> <li>・ 75歳以上(実車有)</li> <li>・ 75歳以上(実車免除)</li> <li>・ 75歳以上(実車無)</li> <li>・ 臨時</li> </ul>			
	年 月 日生( 歳)	電話	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳未満</li> <li>・ 75歳以上(実車有)</li> <li>・ 75歳以上(実車免除)</li> <li>・ 75歳以上(実車無)</li> <li>・ 臨時</li> </ul>			
	年 月 日生( 歳)	電話	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳未満</li> <li>・ 75歳以上(実車有)</li> <li>・ 75歳以上(実車免除)</li> <li>・ 75歳以上(実車無)</li> <li>・ 臨時</li> </ul>			
	年 月 日生( 歳)	電話	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳未満</li> <li>・ 75歳以上(実車有)</li> <li>・ 75歳以上(実車免除)</li> <li>・ 75歳以上(実車無)</li> <li>・ 臨時</li> </ul>			
	年 月 日生( 歳)	電話	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳未満</li> <li>・ 75歳以上(実車有)</li> <li>・ 75歳以上(実車免除)</li> <li>・ 75歳以上(実車無)</li> <li>・ 臨時</li> </ul>			

# 運転評価票 (高齢者講習用)

評価日 月 日	受講者	指導員
------------	-----	-----

実施回数		課題	不履行の評価項目	1回目		2回目	
1回目	2回目			1回目	2回目		
		指示速度による走行	課題速度不履行				
		一時停止	一時不停止 (小)				
			一時不停止 (大)				
		右折	右側通行 (小)				
			右側通行 (大)				
		左折	右側通行 (小)				
			右側通行 (大)				
		信号通過	信号無視 (小)				
			信号無視 (大)				
		段差乗り上げ	乗り上げ不適				
補助ブレーキ等							
<input type="checkbox"/> 時間超過		<input type="checkbox"/> 指示違反		<input type="checkbox"/> 事故			

実車による指導の中止

普通自動車を運転することができる第二種免許保有

(メモ)



(裏)

フリガナ		
氏名		
生年月日	大正 昭和	年 月 日 ( 歳)

日ごろ車を運転 していますか	<input type="checkbox"/> 最近3年ぐらい(前回の免許証更新時以降)は運転をしていない <input type="checkbox"/> 最近3年ぐらい(前回の免許証更新時以降)の間に運転をしている <input type="checkbox"/> 分からない
-------------------	---

**《車を運転する前の事前説明》**

これから、一時停止や信号通過など、いくつかの課題を行っていただきます。それぞれの課題を走行するときだけでなく、全体を通して法令を守った安全な走行を行ってください。

- 1 走行速度を指示された区間では、指示された速度のプラス・マイナス10キロメートル毎時以内で走行してください。
- 2 一時停止の標識がある場合は、必ず停止線の手前で完全に停止してください。ブレーキペダルを踏むだけではなく、車を完全に停止させる必要があります。停止した際には、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。
- 3 右折や左折をする際には、車の一部であっても反対車線に入ってしまうことのないようにしてください。
- 4 信号は必ず守ってください。赤信号のときは、停止線の手前で完全に停止してください。この際も、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。
- 5 段差乗り上げは、アクセルペダルを踏んで段差に乗り上げた後、すぐにブレーキペダルに踏み換えて停止していただく課題です。

段差乗り上げの際には、段差に乗り上げたらずちにブレーキペダルを踏んで停止してください。

- 6 他の車などに衝突の危険がある場合には、指導員が補助ブレーキを踏むことなどがあります。

そのような交通事故の危険が発生しないよう、課題を走行するときだけでなく、全体を通して安全運転を心がけてください。



第4号様式

特定任意高齢者講習終了証明書受払簿

委託先講習機関名 ( )

受払年月日	受枚数	払枚数	残枚数	取扱者	備考
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			

注1 「払枚数」欄の( )内には、誤記等の枚数を内数で計上し、その理由を備考欄に記載すること。

2 誤記等により未交付となった終了証明書は、随時運転免許課に返納すること。

第5号様式

特定任意高齢者講習終了証明書交付簿

委託先講習機関名 ( )

交付番号	講習年月日	氏名 (年月日)	住所	性別	免許証番号	講習区分	指導員名
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳未満</li> <li>・ 75歳以上(実車有)</li> <li>・ 75歳以上(実車免除)</li> <li>・ 75歳以上(実車無)</li> <li>・ 臨時</li> </ul>	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳未満</li> <li>・ 75歳以上(実車有)</li> <li>・ 75歳以上(実車免除)</li> <li>・ 75歳以上(実車無)</li> <li>・ 臨時</li> </ul>	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳未満</li> <li>・ 75歳以上(実車有)</li> <li>・ 75歳以上(実車免除)</li> <li>・ 75歳以上(実車無)</li> <li>・ 臨時</li> </ul>	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳未満</li> <li>・ 75歳以上(実車有)</li> <li>・ 75歳以上(実車免除)</li> <li>・ 75歳以上(実車無)</li> <li>・ 臨時</li> </ul>	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳未満</li> <li>・ 75歳以上(実車有)</li> <li>・ 75歳以上(実車免除)</li> <li>・ 75歳以上(実車無)</li> <li>・ 臨時</li> </ul>	

特定任意高齢者講習実施結果報告書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

委託先講習機関名

管 理 者 名

次の者について、道路交通法第108条の2第2項に規定する講習を次のとおり実施したので報告する。

記

1 実施月日

月	日	午前	受講者	計	名	指導員	ほか	名
		午後	受講者	計	名	指導員	ほか	名
合 計		実施	回	受講者	名	指導員		名

(内訳)

75歳未満	の講習	名 (うち実車なし	名)
75歳以上 (運転技能検査無)	の講習	名 (うち実車なし	名)
75歳以上 (運転技能検査済)	の講習	名	

2 受講者

別添「特定任意高齢者講習終了証明書交付簿」の写しのとおり。

3 その他特記事項

注 特定任意高齢者講習受講申請書を添付すること。